

## 入札説明書

Journal of Wood Science（以下「JWS」という）の54巻2号～58巻1号（電子ジャーナル等を含む総出版費）の調達に係る入札等については、入札告示に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加を希望するものは、以下の条項を熟知のうえ、入札関係書類を提出しなければならない。

### 1. 契約担当者等

- (1) 契約担当者：日本木材学会 会長 太田正光
- (2) 所属名：日本木材学会
- (3) 所在地：〒113-0023 文京区向丘 1-1-17 タカサキヤビル 4F

### 2. 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量：JWS 54巻2号～58巻1号（総出版費）
- (2) 契約件名の特質等：別紙仕様書による
- (3) 納入期間：平成 20 年 4 月～24 年 2 月
- (4) 納入場所：日本木材学会が指定する配送業者
- (5) 入札金額は4年間の総額を記入すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

### 3. 競争参加資格

- (1) 各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格において、平成 19 年度における「物品の製造」の区分において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

- (2) 以下の競争参加者の制限に係る事項に該当しない者であること。

ア 特別の理由がある場合（未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者）を除くほか、本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があつた後 2 年間

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を乱雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に關しての不正の行為をした者

- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

#### 4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所: 日本木材学会 事務局

〒113-0023

東京都文京区向丘 1-1-17 タカサキヤビル4F

- (2) 入札書の受理期限: 平成20年1月17日(木) 15時必着
- (3) 入札者は、別紙様式による入札書に入札事項を記入し、記名押印の上、封皮に社名を記した封書に入れ密封し、これを上記4の(2)の入札書等の受領期限までに上記4の(1)の提出場所に提出しなければならない。
- (4) 入札者は入札書提出時に、競争参加資格の確認のための書類一式を別途提出しなければならない。
- (5) 郵便による入札も可とする。郵便による入札についても受理期限は(2)とする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の引換え・変更又は取消しをすることができない。
- (7) 代理人が入札に参加する場合には、別紙様式による委任状を提出しなければならない。
- (8) 入札の無効

下記のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ① 競争に参加する資格のない者の提出した入札書
  - ② 所定の事項の記載(押印を含む)のない入札書
  - ③ 入札金額の記載が不明確なもの及び金額を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
  - ④ 規約の目的となる物件及び役務の名称に重大な誤りのある入札書
  - ⑤ 所定の事項の記載(押印を含む)の判然としない入札書
  - ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (9) 入札の延期等

入札者が連合し、又は不穩の挙動をなす等の場合で、公正な入札を執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。

- (10) 開札の日時及び場所

日時: 平成20年1月24日、13時30分

場所:日本木材学会事務局

(11) 開札

- ① 開札は、公示した場所及び日時に入札者又はその代理人立ち会いの上、これを行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札場には、入札者又はその代理人及び本会職員以外は、入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- ④ 開札の結果、予定価格の制限範囲内で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。ただし、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ⑤ 開札の結果、落札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

5. 落札決定方法

本公告に示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、本会が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6. その他

(1) 入札者に要求される事項

入札者は、競争参加資格確認のための書類一式および封印した入札書を上記4の(2)の入札書等の受領期限までに提出しなければならない。

(2) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類として、各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一規格)に係る「資格審査結果通知書」の写し1部、「競争契約参加資格確認申請書」、「出版物の見本」を各1部提出すること。また、「仕様書留意事項説明書」として仕様書留意事項の各項目に対する対応状況を説明する資料を提出すること。
  - ② 一旦受領した書類は返却しない。
  - ③ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、その日から7日以内に契約書の取り交わしをするものとする。
- (4) 本競争入札及び契約に関する問い合わせ先  
住所:文京区向丘 1-1-17 タカサキヤビル 4F  
団体名:日本木材学会  
電話:03-3816-0396、FAX:03-3818-6568